

新型コロナワクチン 4回目接種を実施しています

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の「重症化予防」を目的として、次の対象者の方に4回目接種を実施しています。

対象者①の方には、接種時期になりましたら接種券と集団接種のご案内、対象者②の方には、接種券発行申請のご案内を随時発送しています。

集団接種では、**3回目接種も可能です**。3回目接種をご希望の方は、ご自身で予約をお願いします。接種期限は、現時点では**令和4年9月30日(金)**となっています(国の動向により変更になる場合があります)。接種をご希望の場合は、早めの接種をお願いします。

1. 接種の対象者

3回目の接種から**5カ月が経過した**

- ① 60歳(接種当日に60歳の誕生日前日を迎えている)以上の方
- ② 18歳～59歳で基礎疾患を有する方またはその他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③ 新たに医療従事者および高齢者施設等の従事者の方が対象者に追加される予定です(7月15日現在)。追加された場合は、すでに発送している接種券発行申請書の欄外に「医療従事者」または「高齢者施設等の従事者」とご記入していただき、申請をお願いする予定です。詳細が決まり次第、村公式ホームページ等でお知らせします。ご不明な点は、保健環境課までお尋ねください。

2. 接種回数

ファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチンのどちらかを1回


※交互接種について

1・2回目および3回目に接種したワクチンの種類に限らず、ファイザー社ワクチンおよび武田/モデルナ社ワクチンをどちらでも接種することができます。

3. 接種場所および予約方法 ※予約の際は、接種券番号が必要です。

①【集団接種】すこやかセンター内保健センター

予約方法

- WEB予約システムにて予約 予約システム二次元コード → 
- 保健環境課へ電話予約または窓口までお越しください。

集団接種日程

日程	受付時間	定員	ワクチン
8月26日(金)	午後1時45分～3時45分	240	武田/モデルナ社
8月27日(土)	午後0時45分～2時45分	240	武田/モデルナ社
9月9日(金)	午後1時45分～3時45分	240	ファイザー社

[注意] 3回目接種を希望される**12歳～17歳の方は、ファイザー社ワクチンのみ接種可能**となりますので、予約の際はご注意ください。

②【個別接種】津島市・海部地区実施医療機関

基礎疾患などで普段からかかりつけ医であることが条件となります。


予約方法等は、各医療機関または医療機関所在地の自治体に直接お尋ねください。

[注意] 村内医療機関では、4回目接種は集団接種が終了する9月以降に接種開始予定です。3回目接種は随時行っています。

③愛知県大規模集団接種会場

- 会場**
- ・名古屋空港ターミナルビル(西春日井郡豊山町大字豊場)
 - ・藤田医科大学(豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98)
 - ほか3カ所


予約方法

- LINE予約(24時間受付) → 

- 電話予約：午前9時～午後5時まで受付
☎0570-666-885(通話料がかかります)
※予約なしの接種も実施しています。

使用ワクチン 武田/モデルナ社ワクチン

※詳細は、愛知県のホームページをご覧ください。 → 

予約なしの接種について → 


4. 持ち物

- ① 接種券付き予診票
切り離さずに、黒枠の中を記入してお持ちください。
- ② 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等)
- ③ お薬手帳(お持ちの方)

注意事項

- ① 接種する前に接種券に同封されている「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」をお読みいただき、効果や副反応などを理解して受けるようにしてください。
- ② 使用するワクチンは、接種場所によって異なります。事前にご確認ください。
- ③ 新型コロナワクチンは、他の予防接種と同時に接種することはできません。また、他の予防接種を受ける際は、**前後13日以上の間隔を空ける**必要があります。
- ④ 体調不良等がある場合は、接種を控えてください。
- ⑤ 副反応として、翌日から倦怠感や発熱がみられる場合があります。仕事や学校、行事等のスケジュールを考慮して予約するようにしてください。

詳細は、村公式ホームページにも掲載しています。ご参考にしてください。

- 村公式ホームページ「新型コロナワクチン特設ページ」 → 

● 問合せ先 すこやかセンター内保健環境課 新型コロナワクチン接種担当

渚地区住宅地 分譲販売(1区画)のご案内

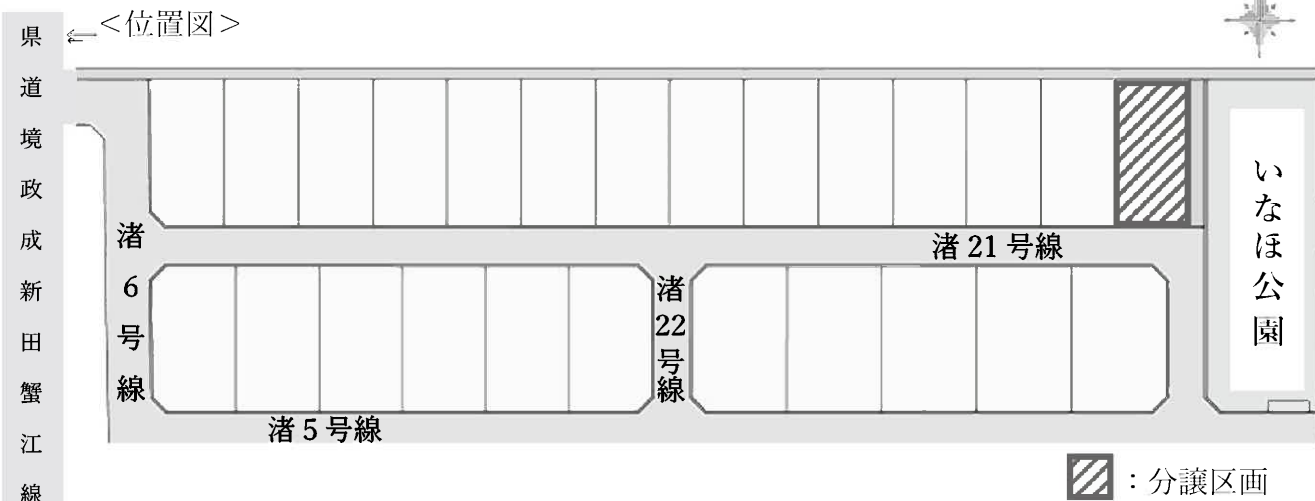
●分譲物件(土地のみの分譲)

1区画のみ

場所：飛島村大字渚一丁目116番地16

敷地面積：238.90㎡(約72.2坪)

※建物は一定のルール(渚地区計画、渚地区計画内の建築制限)のもと、ご自由に建築いただけます。



●分譲販売価格

9,102,090円(38,100円/㎡)

●分譲方法(先行分譲・一般分譲)

一般分譲に先立って、先行分譲を実施します。

●先行分譲(申込受付期間)

8月25日(木)～31日(水) 午前9時～午後5時(土曜・日曜を含む)

※先行分譲で購入者が決定した場合は、一般分譲は行いません。

●受付場所

【平日】：飛島村役場 開発部建設課

【土日】：飛島村役場 正面玄関入口にて受付します

●申込者の条件

次の①・②のいずれかに該当される方

①申込者が現に本村に居住している方

②令和4年1月1日以前に継続して5年を超える期間、本村に居住していた方で、かつ次の(ア)、(イ)のいずれかの条件に該当される方

(ア) 現に結婚していて夫婦いずれかが満40歳未満の世帯の方

(イ) 現に中学生修了前の子どもを扶養している世帯の方

●申込者の資格

先行分譲に申込みできる方は、「申込者の条件」に該当し自ら居住する個人の方に限ります。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する方は申込みできません。①未成年者②成年被後見人、被保佐人および被補助人ならびに破産者で復権を得ない方③令和3年度および令和2年度の市町村税を滞納している方④飛島村暴力団排除条例第2条2号に規定する暴力団員または、同条第1号に該当する暴力団もしくは、暴力団員と密接な関係を有する方⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条1項の規定による観察処分を受けた団体の構成員

●申込方法

開発部建設課まで必要書類をお持ちください。

●必要書類

①飛島村住宅用地抽選参加申込書

②申込者および居住予定者全員の住民票(交付の日から1か月以内のもの)

③申込者の令和2年度および令和3年度の市町村税の納税を証明する書類

④誓約書

⑤委任状(代理人が申請する場合)

⑥その他必要な書類

※添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

①申込書は、建設課窓口で配布・村公式ホームページから印刷することができます。

●留意事項

必要書類を受付場所まで持参してください(代理人の場合は委任状も持参)。

また、持参される方は身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をお持ちください。

電話、ファックス、郵送および電子メール等による申込みは受付できません。

当選後契約までに分譲代金の1割相当額の契約保証金が必要となります。

契約締結後60日以内に残金を納入していただきます。

●抽選日時

9月11日(日) 午前10時～

●抽選場所

すこやかセンター1階 集会室

※なお、受付期間内に申込みが無かった場合、後日(一般分譲)お知らせします。

●物件概要

○都市計画/市街化調整区域○用途地域/無指定(開発許可番号/29尾建第96-168号)地区計画の規制あり○建ぺい率/50%○容積率/100%○地目/宅地○施設/電気：中部電力、上水：海部南部水道企業団、下水(農業集落排水)：飛島村、ガス：プロパンガス○光回線対象エリア内※サービス内容により一部対象外○売主/飛島村○取引有効期限：令和4年11月末日

●土地分譲の条件

○分譲を受けた住宅用地に契約締結日から5年以内に自己の居住する建物を建築し、定住すること○分譲を受けた住宅用地及び当該住宅用地の建築物は、契約締結日から5年以内は、村長の許可なく他に譲渡、賃貸借しないこと○許可を得て譲渡、賃貸借する場合は、契約時の権利義務を継承させること○周辺環境を阻害する行為及び公害を発生させる行為を行わないこと○分譲を受けた住宅用地の管理者としての注意を怠らないこと○汚水処理は、農業集落排水に加入して処理すること○上水道に加入すること○渚地区計画を遵守すること(渚地区計画は、村公式ホームページにて確認できます)。

●問合せ先 開発部建設課

物価高騰対策 商品券を配布します

物価高騰に伴う家計負担の緩和対策として、村の全世帯に1万円分の商品券を配布します。

●商品券について

額面 1万円(500円券20枚綴り)

〔使用期間〕 9月1日(木)～令和5年2月28日(火)

〔使用店舗〕 飛鳥村商工会にて登録された商品券取扱店

〔配布方法〕 対象となる世帯の世帯主へ簡易書留にて郵送

●対象世帯

令和4年7月1日時点で村内に住所を有する世帯で、商品券の交付日前日まで引き続き村内に住所を有する世帯

●その他

商品券は8月下旬頃の交付を予定しています。郵便事情により、配達に1週間程度かかりますので、ご了承ください。

●問合せ先

総務部総務課

飛鳥村共通商品券 発売のご案内

商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響や物価の高騰に対して、地元商店や飲食店への支援と、低迷する消費マインドを元気にするために、20%プレミアム付「飛鳥村共通商品券」を発売します。毎年好評につき早々に完売しますので、お早めにお買い求めください。

●発売価格

1冊 5,000円
(額面 6,000円)
4,000冊発行

●発売日時

9月1日(木)販売開始
(受付：午前8時30分～午後5時)
※1人につき1日2万円(4冊)まで購入できます。なお、完売次第、販売を終了します。

●発売場所

飛鳥村産業会館

●有効期限

令和5年2月28日(火)

●問合せ先

飛鳥村商工会

☎ 5211002

飛鳥村防災訓練について

本年度の飛鳥村防災訓練につきましては、8月28日(日)の開催を予定しています。

今回の訓練は村の避難所をすべて解放した防災訓練を実施します。訓練参加時は、災害発生時と同様に非常持出し袋(お薬、眼鏡等)ご自身が避難所生活で必要と思われるものを持ち、安否確認のためお隣同士声をかけ、避難所へ避難してください。

なお、避難行動の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いします。

避難所

飛鳥学園、総合体育館、敬老センター、三福一時避難所、大宝一時避難所、北拠点避難所、南拠点避難所、新政成一時避難所、服岡一時避難所、梅之郷一時避難所

●問合せ先

総務部総務課

令和5年度事業に 対する要望について

本村が実施する事業について地区の総意としての要望を把握し、次年度の事業計画を立案することで、住民ニーズに沿った、効果的な公共事業の推進を図っています。各地区の村事業に対する要望は、9月16日(金)までに各地区区長に申し出てください。

なお、村事業の申請は地区の総意としての要望を収集することを目的としており、個人が直接担当課へ要望されても受付できない場合があります。ただし、道路の陥没や防犯灯の破損等、緊急を要する場合や、個別相談については、直接担当課までご連絡ください。

●事業内容

防犯灯新設、ごみ集積場移転および修繕、道路改築・道路損傷個所の修繕、防護柵・カーブミラー・交通安全灯・道路標識の修繕等

●問合せ先

開発部建設課



防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス（以下に、記事を掲載しております。）をご利用ください。

(1) 訓練実施日時 8月10日(水) 午前11時ごろ

(2) 訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認もお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 訓練放送文 + 下りチャイム音



*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-2000-5656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違えのないようにお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



敬老会中止と 敬老祝賀会のお知らせ

毎年9月に実施していましたが敬老会は、中央公民館ホール改修工事のため開催いたしません。

本年度は、各種代表者や表彰者等を対象に敬老祝賀会を開催します。

●場所

敬老センター

●日時

9月17日(土)

午前9時30分

(受付 午前8時30分)

●対象者

内閣総理大臣祝状対象者(満100歳)、愛知県敬老祝い品対象者(数え100歳)、敬老金贈呈・新規敬老者・社会福祉協議会記念品贈呈・すこやか商品券贈呈代表者、金婚夫婦、健康高齢者・健康歯科模範高齢者表彰対象者

対象者の方には、後日案内状を送付します。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

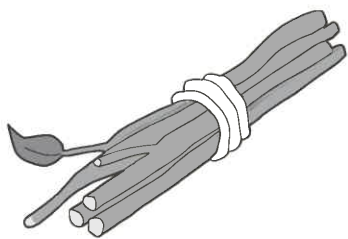
道路に越境した 植栽のせん定に ご協力ください

個人宅等の竹木等植栽が道路敷まで越境し、通行の妨げとなっているとの通報を受ける事例があります。

私有地の生垣や庭木等の倒木、道路上に張り出した枝への接触等により通行中の歩行者や車両が被害を受ける事故等が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われる場合がありますので、樹木管理にご協力ください。

●問合せ先

開発部建設課



安全運転支援装置 設置費を補助します

高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違いが原因となる交通事故を未然に防ぐため、障害物検知機能付き安全運転装置または障害物検知機能なし安全運転装置の設置に対し、装置設置に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

- ・障害物検知機能付き
上限 32,000円
- ・障害物検知機能なし
上限 16,000円

●補助対象

村内に住所を有する65歳以上の方が所有または使用する自動車。
※申請は、安全運転支援装置を設置した日から6カ月以内。

詳しくは、村公式ホームページまたは開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

令和5年3月31日(金)

●問合せ先

開発部建設課

自転車乗車用 ヘルメット購入費補助金

本村では、転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、自転車乗車用ヘルメットを購入する場合には、その費用の一部を次のとおり助成しています。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方（補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む）

●対象となるヘルメット

令和4年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

- ・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額（その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ・1人につき1個（回）限り

●必要書類

- ・補助申請書
- 開発部建設課で配布します。

または村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し（保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です）

・生年月日を証明するもの

・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの（自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可）

・納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書

・その他村長が必要と認める書類

●申請期限

令和5年3月31日(金)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課





がん治療に係る補整具等の購入費を補助します

がん治療に伴う症状によるウィッグ、補整具の購入費を補助します。

●補助対象者

次の全てに該当する方

- ①申請日において、本村に住所を有する方
- ②がんと診断され、その治療を受けた方または現に受けている方
- ③がん治療に起因する脱毛に対するウィッグ等または外見的治療等による乳房の変形に対する補整具を購入した方
- ④過去に県内市町村において同種の補整具について補助を受けていない方

●補助額

医療用ウィッグ、乳房補整具のそれぞれにおいて購入費用の2分の1(上限各2万円)。

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

補助回数は1人につき各1回限りです。

●必要書類

- ①治療証明書類(診療明細書、同

意書、お薬手帳、治療方針計画書など)

- ②領収書(原本)(申請者のフルネーム、購入日、購入金額、購入内容、発行者の名称の記載があるもの)

- ③振込先が分かるもの(通帳等)

●申請期間

補助対象品購入翌日から1年内

※令和4年4月1日以降に購入したものが対象です。

●申請・問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

骨髄・末梢血幹細胞移植ドナーへの助成について

●助成対象者

骨髄・末梢血幹細胞の提供時に村内に住所を有する方で、公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方

●助成額

骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー

に対して、提供のための次に該当する通院等に要した日数について、1日につき2万円の助成金を交付します。(1回の提供につき上限14万円)

- ・健康診断に係る通院
- ・自己血貯血に係る通院
- ・骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院

・その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、財団が必要と認める通院および入院

●持ち物

- ・公益社団法人日本骨髄バンクが発行する証明書
- ・振込先の確認できるもの

●申請期間

骨髄・末梢血幹細胞の提供日から1年以内

●申請・問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

ごみ分別アプリ「さんあくる」多言語化のお知らせ

「さんあくる」は、ごみの分別検索やごみ収集日カレンダーなど

「ごみの分け方・出し方」に関する情報を簡単に確認することができ、スマートフォン向けアプリです。

このたび、対応言語に、英語、中国語(簡体)、ベトナム語、タガログ語の4か国語が追加されました。

機 是能べて無料で、時間や場所を問わずご利用できます。ごみや資源物の適正分別にご活用ください。

●ダウンロード方法

アプリストアより「さんあくる」と検索しダウンロードしてください。

次の二次元コードからでもダウンロードできます。



●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ



令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給された方は支給対象とはなりません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

本村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の「**令和4年度住民税均等割が非課税**」の世帯

令和4年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯(家計急変世帯)

本村から確認書を発送しました(要返送)
※一部申請が必要な場合があります。
返送期限：9月30日(金)
令和4年6月1日時点で住民登録のある方へ確認書を送付しています。

詳しくは12ページの「1」へ

申請が必要です

申請期限：9月30日(金)

すこやかセンター内福祉課へ申請してください。

詳しくは12ページの「2」へ

支給手続きや支給要件の詳細は12ページをご確認ください。

給付金の支給手続き

1 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和4年6月1日までに本村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、すこやかセンター内福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、すこやかセンター内福祉課に**返送してください**。
- 返送期限：9月30日(金)（当日消印有効）



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合 令和4年度住民税未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、すこやかセンター内福祉課にご提出ください。
- 申請期限：9月30日(金)

2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です（申請期限：9月30日(金)）。
- 申請書に必要事項を記入して、すこやかセンター内福祉課にご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（本村の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

1・2ともに、すでに令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給された方は支給対象となりません。

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、引き続き申請を受け付けています。

- 対象者：令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯
令和3年度住民税未申告の方がいる世帯
- 申請期限：9月30日(金)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すこやかセンター内福祉課や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ先

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 午前9時～午後8時（土曜・日曜および祝日は除く）

すこやかセンター内福祉課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土曜・日曜および祝日は除く）

令和4年度子育て世帯 生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響に直面している低所得の子育て世帯(ひとり親を除く)の生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が国から支給されます。

また、この給付金とは別にひとり親世帯向けの給付金もありますので、詳しくは村公式ホームページをご覧ください。か住民課までご相談ください。

1.支給対象者

次の①②の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② ■令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■令和4年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2.支給額

児童1人当たり一律**5万円**

3.給付金の支給手続き

①令和4年4月分の**児童手当**または**特別児童扶養手当**の受給者で**住民税非課税**の方
給付金は、**申請不要**で受け取れます。

②上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)
給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶ 申請は住民課で受け付けます。ご希望の方は事前にご相談ください。

●問合せ先

- ・給付金に関する問合せ 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-400-903
(受付時間：平日 午前9時～午後6時)
- ・手続きに関する問合せ 民生部住民課



国民健康保険からのお知らせ

●新しい保険証を送付します

現在、皆さまがお持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日までです。9月1日から使用していただく保険証を、8月下旬に「簡易書留郵便」にて各世帯に送付します。

有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、ご自宅において破棄してください。

●忘れていませんか

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

●問合せ先

民生部住民課

失業した方へ 国民健康保険税が 安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をさ

れた方は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受ける方は、住民課窓口で申請してください。

●対象者

次の条件を全て満たす方

- ① 離職日時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）または特定理由離職者（雇い止め）

●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。対象者の前年の給与所得をその100分の30とみなして算定を行います。

●軽減期間

離職の翌日の属する月から翌年度末までです。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になります。国民健康保険に加入するが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●持ち物

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ マイナンバーカードまたは通知カード
- ④ 本人確認書類

●問合せ先

民生部住民課

手当の現況届、所得状況届をご提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。

対象の方には、個別に案内を送付していますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

●提出方法

住民課窓口にて書類の記入や聞き取りをさせていただきます。ご提出いただきます。時間に余裕をもってお越しください。

●必要書類等

送付した案内にてご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課

特殊詐欺にご注意

飛鳥村内で、役場職員を装って「還付金がある」と電話をかけ、受取手続きと称して口座情報等を聞き出すなどの手口を使った詐欺が多発しています。

特殊詐欺被害を防止するためご注意ください。

- ・ 役場職員が電話でATMの操作を依頼することはありません。
- ・ 不審な電話がかかってきたら、焦らず一旦落ち着いて警察に通報してください。

●特殊詐欺とは

電話をかけるなどして対面することなく相手を信用させ、お金やキャッシュカードをだましとる犯罪です。

●問合せ先

総務部総務課





松之郷公園および梅之郷公園のベンチ更新工事を実施します

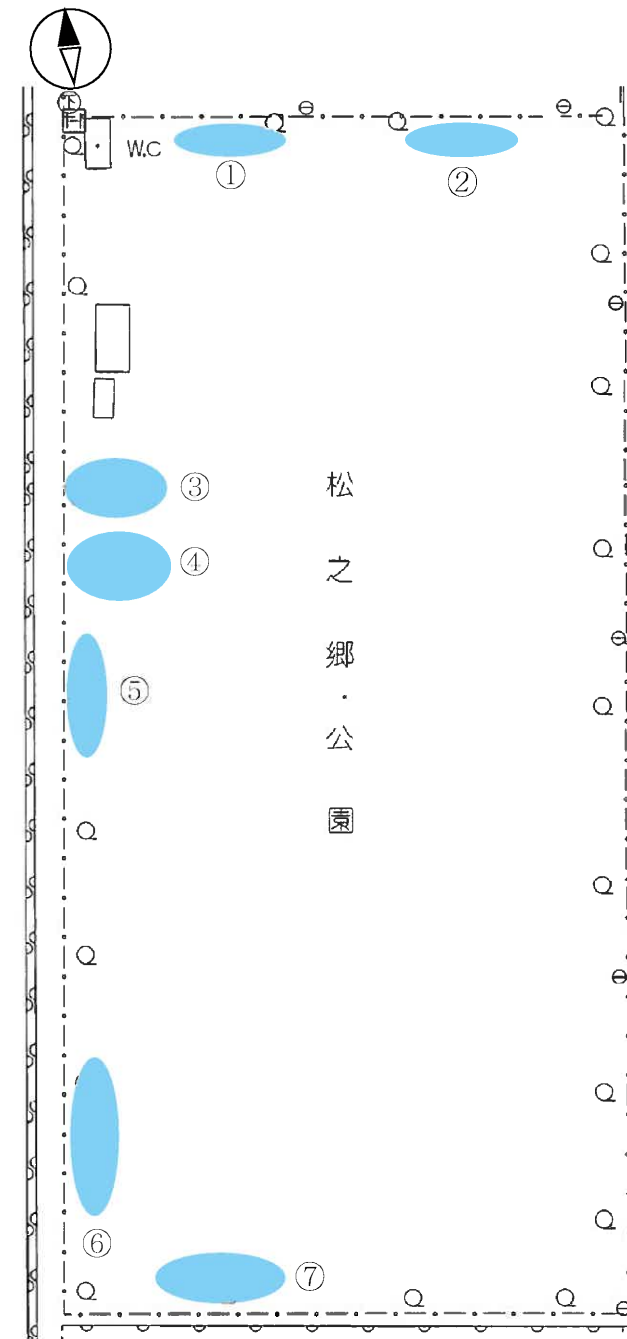
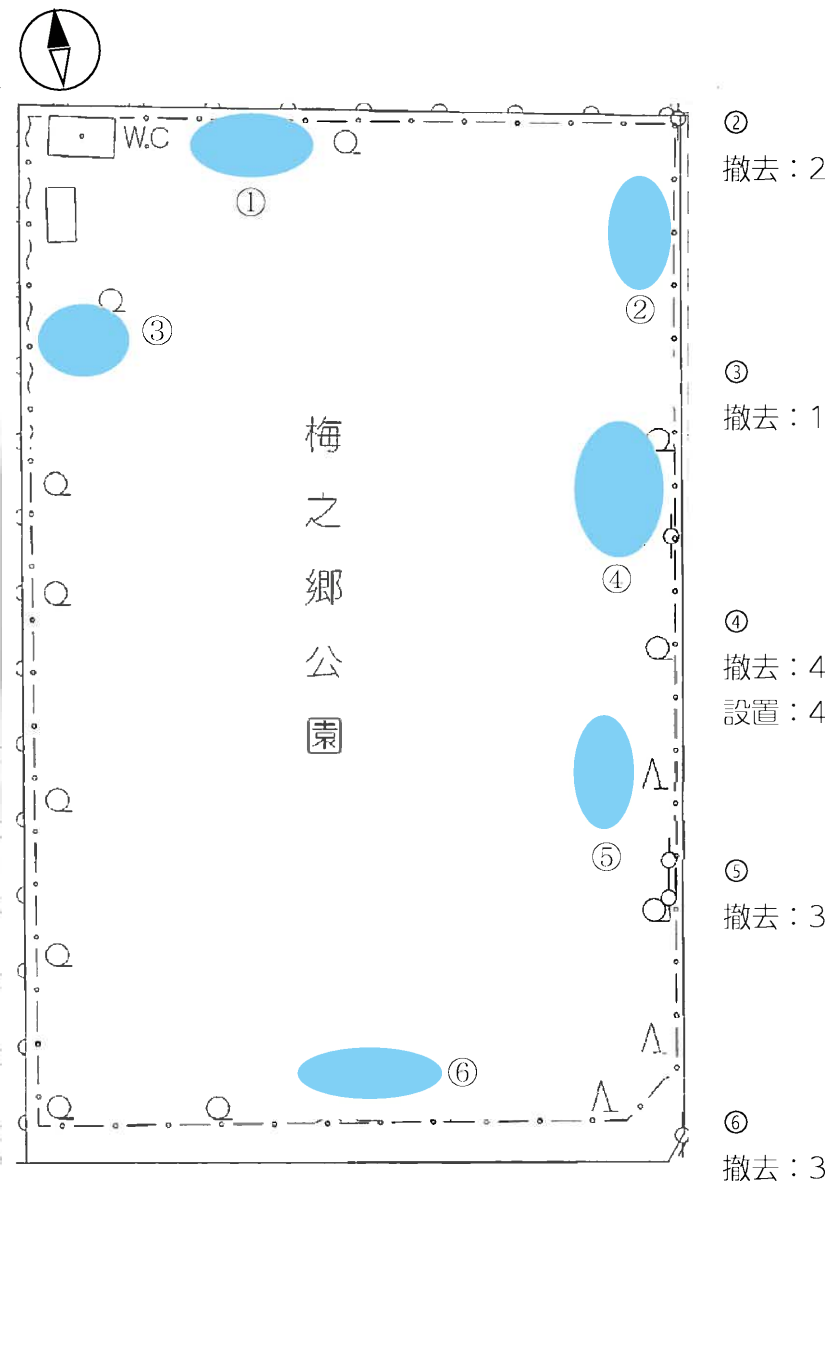
松之郷公園および梅之郷公園では、老朽化等の理由からベンチ更新工事を実施します。今回の更新工事では、ベンチ数を削減し設置することを計画しており、ベンチの更新箇所・数については次の図のとおりとなっています。

ご意見等ございましたらご連絡をお願いします。

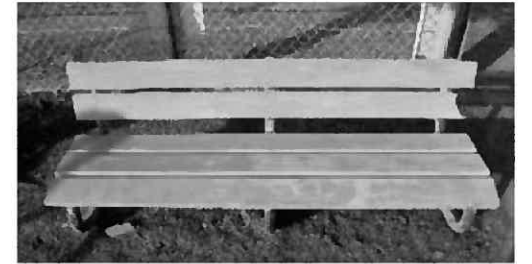
※工事発注の都合上、意見聴取に期限を設けています。

●意見聴取期限 8月19日(金)午後5時

●問合せ先 開発部建設課



①
撤去：1



②
撤去：1



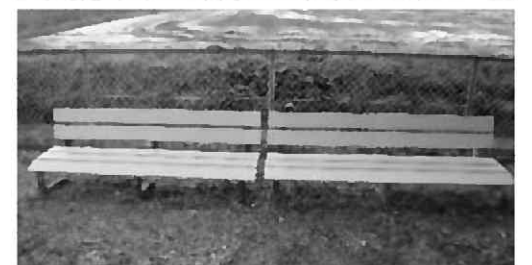
③
撤去：8
設置：4



④
撤去：4
設置：4



⑤
撤去：2



⑥
撤去：2



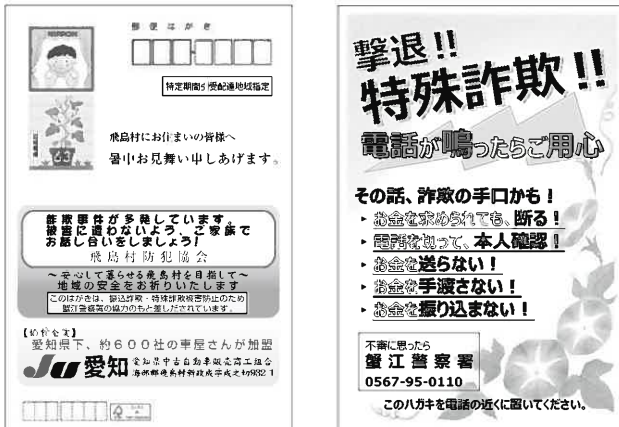
⑦
撤去：2



寄付を頂きました

詐欺被害等を未然に防止するため、飛鳥郵便局と共に企画した「詐欺被害等注意喚起夏用はがき」を、本村の新政成にある「J」愛知（愛知県中古自動車販売商工組合）様から寄付していただきました。

寄付いただいた夏用はがきは令和4年8月上旬に配達されます。



問合せ先

総務部総務課

ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

令和5年3月31日（金）

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

問合せ先

開発部建設課



空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。（個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。）

問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会
0522152212567



切れた電線を見つけたら、すぐにご連絡を！

雷や台風などで切れた電線は、感電の恐れがあります。切れた電線を見つけたら、電線に触ったり近づいたりしないで、お近くの中部電力までご連絡ください。

●連絡先

中部電力パワーグリッド株式会社
港営業所
0120-9291309

中小企業退職金共済

(中退共)制度のご案内

中退共制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。掛金は、全額非課税で一部を国が助成、家族従業員やパートタイマーも加入できます。

●問合せ先

中小企業退職金共済事業本部
03-6907-1234